

事業名	補助率	19決算額(千円)	交付決定額(千円)	概要
4 がん対策推進協議会		561		がん対策推進計画の進捗管理・効果検証
5 がん患者相談事業		727		がん相談センターこうち開設のための改築工事費・同センターの光熱水費
福岡県				
国庫補助事業(都道府県)		34,377	16,140	
1 マンモグラフィ検診従事者研修事業費	1/2	3,916	911	
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	30,461	15,229	拠点病院が実施する、がん医療従事者への研修、がん患者やその家族に対する相談支援、がんに関する各種情報収集・提供等の取組への助成
国庫補助事業(拠点病院等)		326,423	324,235	
1 マンモグラフィ検診従事者研修事業費	1/2	2,100		マンモグラフィ検診従事者への研修に係る経費の助成
2 がん診療施設情報ネットワーク事業費	1/2 1/3	26,333	26,333	がん診療施設情報ネットワークシステム構築に係る経費の助成
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	17,990	17,990	拠点病院が実施する、がん医療従事者への研修、がん患者やその家族に対する相談支援、がんに関する各種情報収集・提供等の取組への助成
4 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	280,000	279,912	放射線治療機器(リニアック等)の整備に係る経費の助成
国庫補助事業(上記以外の事業)		161,129	0	
1 肝炎ウイルス総合対策事業(肝炎対策推進室所管) 事業主体:都道府県	1/2	12,202		肝炎対策協議会の設置、肝炎検診受診体制の整備及び県民に対する肝炎ウイルスの正しい知識の普及啓発に係る経費を助成
2 保健衛生施設等施設・設備整備費 (マンモグラフィ画像読影支援システム)	1/2	7,875		マンモグラフィ画像読影支援システムの導入に係る健診機関への助成
3 健康たばこ対策事業((財)地域社会振興財団 長寿社会づくりソフト事業費交付金) 事業主体:都道府県	10/10	1,052		たばこ知らずのヤングセミナー事業、禁煙推進サポート事業、防煙、分煙、禁煙推進フォーラムの開催 等
4 医療提供体制推進事業費補助金(医政局所管) 共同利用施設設備整備事業(共同利用高額医療機器)	2/3	140,000		地域医療支援病院の共同利用部門として必要な医療機器(共同利用高額機器)の整備に係る経費の助成
県単独事業		13,025	0	
1 がん対策推進事業 福岡県がん対策推進協議会の運営費 事業主体:都道府県		2,270		がん対策推進協議会の設置、運営に係る経費
2 がん予防対策推進事業 福岡県地域婦人会連絡協議会事業費補助金 事業主体:福岡県地域婦人会連絡協議会	10/10	1,600		福岡県地域婦人会連絡協議会のがん予防思想の普及啓発、集団検診の受診奨励活動等に係る経費の助成
3 成人病予防事業推進費 福岡県集団検診協議会事業費補助金 事業主体:福岡県集団検診協議会	10/10	1,200		福岡県集団検診協議会の集団検診に関する研究指導、集団検診従事者の教育指導、読影基準の統一及び読影能力の向上、集団検診思想の普及啓発等の活動に係る経費の助成

事業名	補助率	19決算額(千円)	交付決定額(千円)	概要
4 成人病予防事業推進費 ・乳がん検診精度管理委託 委託先:福岡県集団検診協議会(乳がん検診部会委員会精度管理委員会)		783		乳がん検診の精度管理上の課題や精度向上のための方策を検討するための精度管理委員会の開催、運営を委託
5 健康診査管理指導事業費 ・生活習慣病検診等従事者講習会開催業務委託 委託先:福岡県集団検診協議会		7,172		生活習慣病検診等従事者等に対する講習会の開催を福岡県集団検診協議会に委託
佐賀県				
国庫補助事業(都道府県)		23,549	12,222	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	1,885	942	乳がん予防講演会の開催、街頭キャンペーンの実施。
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	18,184	9,019	がん医療提供体制の質の向上、がんに関する情報収集・提供等。(好生館+唐津日赤)
3 がん対策推進特別事業費		3,480	2,261	
一般事業	1/2	3,480	2,261	がん予防知識の普及啓発、がんの悩み相談、マスコミによる普及啓発。
国庫補助事業(拠点病院等)		250,687	130,551	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	20,737	15,576	がん医療提供体制の質の向上、がんに関する情報収集・提供等。(佐賀大学+嬉野)
2 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	229,950	114,975	リニアック及びその付属機器の整備、設置場所の改修
県単独事業		45,749	0	
1 がん検診車整備事業	県単独	40,845		肺がん検診車の購入。
2 生活習慣病情報解析事業	県単独	4,904		地域がん登録の実施。
長崎県				
国庫補助事業(都道府県)		39,362	19,681	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	3,362	1,681	ピンクリボンフェスタ開催、県庁時計塔ライトアップ事業、ピンクリボンラッピングバス、子宮がん予防講演会等
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	36,000	18,000	がん診療連携拠点病院のがん診療等に関する質の向上事業
国庫補助事業(拠点病院等)		323,990	166,000	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	26,000	26,000	がん診療連携拠点病院のうち、国立関係病院の機能機能強化事業
2 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	297,990	140,000	リニアック整備

事業名	補助率	19決算額(千円)	交付決定額(千円)	概要
県単独事業		13,303	0	
1 禁煙ポスターコンクール事業		1,688		小中学生禁煙ポスターコンクール、禁煙・分煙協力宣言認定制度、公共施設の禁煙分煙調査等
2 がん登録・評価事業		8,245		医療機関からのがん罹患情報、病情報等の収集・分析・報告の実施
3 がん対策部会・委員会開催等		3,370		がん対策推進計画の策定及び、がん検診・がん登録等のがん対策の円滑な推進を図るための協議会開催等
熊本県				
国庫補助事業(都道府県)		39,460	31,084	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	513	256	啓発講演会等の開催による女性のがん検診の普及啓発
2 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	11,152	5,574	県内の補助対象2病院に対する補助
3 がん対策推進特別事業費		27,795	25,254	
一般事業	1/2	5,082	2,541	緩和ケア研修会の実施及びがんの在宅療養に係る地域連携促進
特別事業	10/10	22,713	22,713	地域がん診療連携拠点病院間にITネットワークを構築し、院内がん登録の推進、データ解析、ビデオカンファレンス、地域連携バスの作成に役立てる
国庫補助事業(拠点病院等)		26,000	26,000	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	26,000	26,000	県内の独立行政法人3(H19は2)病院に対する補助
国庫補助事業(上記以外の事業)		2,654	1,324	
1 訪問看護推進事業	1/2	2,654	1,324	在宅緩和ケアフォーラムの実施、訪問看護師の質の向上のための専門研修
県単独事業		8,287	0	
1 地域がん登録事業	1/2	8,287		がんの罹患・治療・生存等の状況を把握分析し、がん対策の効果的な推進を図る
大分県				
国庫補助事業(都道府県)		282	140	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	282	140	乳がんの普及啓発のため、ピンクリボン・フェスタを実施
国庫補助事業(拠点病院等)		298,200	140,000	
1 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	298,200	140,000	リニアック整備
国庫補助事業(上記以外の事業)		585	292	
1 たばこ対策緊急特別対策事業	1/2	585	292	禁煙指導者の養成、パンフレットの作成等

事業名	補助率	19決算額(千円)	交付決定額(千円)	概要
県単独事業		1,396	0	
1 成人病検診従事者講習会	県単	896	0	細胞診従事者講習会を開催
2 がん征圧全国大会	県単	500	0	全国大会開催に助成
宮崎県				
国庫補助事業(拠点病院等)		3,385	3,385	
.1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	3,385	3,385	がん医療従事者研修事業、院内がん登録促進事業、がん相談支援事業、普及啓発、情報提供事業
国庫補助事業(上記以外の事業)		8,748	0	
1 生活習慣病対策室計上分たばこ対策促進事業	1/2	1,590		
2 がん予防展・講演会(財団法人がん研究振興財団)		7,158		
3 がんプロフェッショナル養成プラン(文部科学省)		6,810		がん医療における地域医療の質の改善を図り、「がん対策基本法」の目的である、専門的な知識及び技能を有する医師及び医療従事者を養成し、質の高いがん医療の均てん化を実現する教育プラン。
県単独事業		7,269	0	
1 地域がん診療拠点病院整備事業		3,708		
2 成人病検診従事者研修		3,299		
3 成人病検診管理指導協議会		262		
鹿児島県				
国庫補助事業(都道府県)		17,273	8,860	
1 女性のがん検診啓発普及等事業費	1/2	1,510	755	鹿児島県ピンクリボン月間の周知広報及び乳がん予防の普及啓発 乳がん死ゼロ促進啓発講演会の実施
2 マンモグラフィ検診従事者研修事業費	1/2	970	484	マンモグラフィ検診従事者(撮影技師)の研修の実施
3 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	11,711	5,855	がん医療従事者研修事業、がん診療連携拠点病院ネットワーク事業、院内がん登録促進事業、がん相談支援事業、普及啓発・情報提供事業
4 がん対策推進特別事業費		3,082	1,766	
一般事業	1/2	3,082	1,766	がん検診均てん化研修会の実施、がん予防の周知事業、がん検診追跡結果評価事業
国庫補助事業(拠点病院等)		305,300	165,650	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	10/10	26,000	26,000	がん医療従事者研修事業、がん診療連携拠点病院ネットワーク事業、院内がん登録促進事業、がん相談支援事業、普及啓発・情報提供事業

事業名	補助率	19決算額(千円)	交付決定額(千円)	概要
2 がんに係る放射線治療機器緊急整備事業費	1/2	279,300	139,650	
国庫補助事業(上記以外の事業)		75,736	0	
1 たばこ対策促進事業	1/2	207		若年層に対する普及啓発の実施
2 平成19年度専門分野(がん)における質の高い看護師育成事業	10/10	3,570		がん分野における質の高い看護師の育成を図るとともに、診療連携体制の充実強化を図っていくことを目的とする。
3 粒子線がん治療研究施設整備支援事業	予算の範囲内	63,820		(財)メデイボリス医学研究財団が取り組んでいる「がん粒子線治療研究センター」の整備について財政支援を行う
4 医師臨床研修費補助事業費	10/10	4,355		臨床研修医の臨床研修の支援
5 へき地医療拠点病院運営事業費	1/2	3,000		へき地医療の活動費及び医療費等
6 ATL対策推進事業	10/10	784		ポスター、パンフレット作成、医療従事者等研修会の開催
県単独事業		2,652	0	
1 がん克服総合推進事業		2,652		がん登録の実施、がん対策推進協議会の開催 等
沖縄県				
国庫補助事業(都道府県)		15,646	8,785	
1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費	1/2	15,646	8,785	地域がん診療拠点病院(3施設)で実施した、がん医療従事者研修、緩和医療体制、情報提供体制、院内がん登録及び地域がん登録等について機能強化を目的に補助を行った。

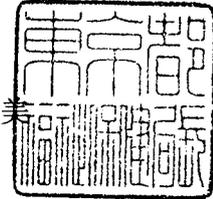


20 福保医政第1520号
平成20年1月30日

厚生労働省健康局長 殿

東京都福祉保健局長

安 藤 立



東京都における都道府県がん診療連携拠点病院の機能分担及び
連携協力体制等の進捗状況について

このことについて、平成20年2月8日付け健発第0208001号に基づき指定
を受けた医療機関にかかる病院間の機能分担及び連携協力体制等の進捗状況について
別紙のとおり報告いたします。

東京都における都道府県がん診療連携拠点病院の機能分担及び
連携協力体制について

東京都には、日本の人口の約1割にあたる1,200万人超の住民が居住し、また、高度な医療提供が可能な病院から、住民に身近な地域でのプライマリーケアを提供する診療所まで、全国で最も多くの医療機関が所在している。

都道府県がん診療連携拠点病院（以下「都道府県拠点病院」という。）は、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の構築に関し中心的な役割を担うこととされているが、都のこうした地域的な特性を鑑みた場合、1つの医療機関において都道府県拠点病院としての様々な役割を全て担うことは、その役割の大きさや取組にかかる負担等を考慮すると、必ずしも効果的・効率的な体制とは言い難い。また、都内には優れた機能を有する医療機関が多数存在するが、東京都立駒込病院及び癌研究会有明病院の2病院は、がん診療に関して全国的にも高い実績と評価を得ている医療機関であり、それぞれの病院の特長を活かし機能分担と連携協力を行いつつ、2つの病院で都道府県拠点病院の役割を担うことが、都におけるがん医療提供体制の充実に資するものと考えられるため、都は、両病院を都道府県拠点病院として推薦し、平成20年2月にそれぞれ国の指定を受けたところである。

（都におけるがん医療体制整備の方向性について）

都では、平成20年3月にがん対策基本法に基づく都道府県がん対策推進計画として「東京都がん対策推進計画」（以下「都推進計画」という。）を策定し、これに基づき都内のがん医療提供体制の整備を進めている。

都推進計画では、がん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）及び東京都認定がん診療病院（拠点病院と同等の診療機能を有する医療機関として都が独自に認定した病院、以下「認定病院」という。）の整備、拠点病院を中心とした連携体制に整備によるがん医療水準の向上、集学的治療の推進と人材育成、情報提供の推進と相談支援体制の整備、治療の初期段階からの緩和ケアの実施、在宅医療体制の充実、がん登録の推進等のがん医療にかかる施策の方向性として掲げている。

都道府県拠点病院である両病院は、それぞれの特長を活かし、また、協力して都全体を視野に置いた諸調整を行うなど、都におけるがん医療提供体制の整備に大きな役割を果たしている。

（両病院の機能分担）

都立駒込病院は、多くの地区医師会等と協力して「がん診療地域連絡会」を開催し、地域連携クリティカルパス（以下「連携パス」という。）の試行・検証や困難相談事例の検討等を通じた相談の質の向上に取り組んできたという特長を活かし、都におけるがん医療連携体制の中心としての取組を進めていくこととして、都内全ての拠点病院、認定

病院、東京都医師会及び都によって構成される「東京都がん診療連携協議会」の運営の中心を担い、都内の連携体制整備や相談支援機能の向上、院内がん登録データの集計体制の整備等にかかる取組を進めている。

癌研究会有明病院は、基礎研究・臨床研究部門と一体となって活動を行ってきた実績や緩和ケア病棟・緩和ケア外来の取組、専門医養成の研修等を行ってきた特長を活かし、都におけるがん医療に関する人材育成の中心として取組を進めていくこととして、地域拠点病院等の医療従事者を対象とした放射線療法や化学療法にかかる職種別の専門研修、医師向け緩和ケア研修等を実施している。

(東京都がん診療連携協議会・専門部会)

都では、都民に広く高度ながん医療を提供する体制を確保するため、拠点病院と同等の高度ながん診療機能を有する病院を都が独自に認定する「認定病院」制度を創設し、14か所の拠点病院と10か所の認定病院、合わせて24病院の体制をとっているが、これらの病院の連携協力体制を築き一体的な取組を進めていくために、都内全ての拠点病院、認定病院、東京都医師会及び都が参画する「東京都がん診療連携協議会」を設け、また、専門部会として、がん登録、研修、連携パス及び相談・情報の4つの部会を設置し、都道府県拠点の両病院が協力して運営を行っている。

がん登録部会では、拠点病院だけでなく認定病院も含めた都内の院内がん登録データの収集・分析体制や、院内がん登録を円滑に実施していく上での課題等について協議を行っている。(事務局は都立駒込病院)

研修部会では、医師、看護師、薬剤師、技師の職種別の小委員会を設け、それぞれの専門性を高めるための研修の検討、医師向け緩和ケア研修会にかかる都内の実施計画の調整等を行っていくこととしている。(事務局は癌研究会有明病院)

連携パス部会では、拠点病院・認定病院が共通で使える標準的連携パスの作成に向け(事務局は都立駒込病院)、いわゆる5大がん(胃がん、肺がん、肝がん、大腸がん、乳がん)ごとに小委員会を設置し、国立がんセンター中央病院、医師会等からの委員も加えて検討を行っている。なお、大腸がんの小委員会は都立駒込病院が、乳がんの小委員会は癌研究会有明病院が幹事病院となっている。

相談・情報部会では、拠点病院・認定病院の全病院におけるセカンドオピニオンの提示状況ががん種ごとに整理し、一覧情報として共有することや、相談の質の向上のため各病院のがん相談支援センターの担当者のネットワークづくりを進めることとしている。

(事務局は都立駒込病院)

拠点病院・認定病院合わせて24病院に上る、数多い高度な医療機関の一体的な取組を進めていくには、取組の内容ごとに都立駒込病院と癌研究会有明病院の両病院が役割分担や連携・協力を行っていくことが必要となる。このため、引き続き両病院の特長を活かし、また、両病院が連携・協力することにより、都におけるがん診療の質の向上とがん診療の連携協力体制の整備を進めていく。

都内がん診療連携拠点病院・東京都認定がん診療病院 一覧

表1 都道府県がん診療連携拠点病院（都道府県拠点病院）

医療機関名	所在地	備考
東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	
財団法人癌研究会有明病院	江東区有明3-10-6	

表2 地域がん診療連携拠点病院（地域拠点病院）

医療機関名	所在地	備考
東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1	区中央部
日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	区東北部
聖路加国際病院	中央区明石町9-1	区東部
NTT東日本関東病院	品川区東五反田5-9-22	区南部
日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22	区西南部
東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1	区西部
日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	区西北部
帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1	区西北部
青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5	西多摩
東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163	南多摩
杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2	北多摩南・西部
日本赤十字社東京都支部武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-26-1	北多摩南・北部

(注) 備考欄は担当圏域、ただし、担当圏域は地域拠点病院としての役割を定めたものであり、実際には担当圏域を越えて連携が行われることがある。

表3 東京都認定がん診療病院（認定病院）

医療機関名	所在地	備考
東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	
国際医療福祉大学三田病院	港区三田1-4-3	
東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	
順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	
昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8	
独立行政法人国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘2-5-1	
慶應義塾大学病院	新宿区信濃町35	
東京厚生年金病院	新宿区津久戸町5-1	
東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1	
日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1	

がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院について（概要）

1 がん診療連携拠点病院（「拠点病院」）

(1) 目的

専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るとともに、がん診療の連携協力体制の整備を図るほか、がん患者に対する相談支援、情報提供を行うため、厚生労働省が定めた整備指針に基づき、「都道府県がん診療連携拠点病院」を都道府県に概ね1か所、「地域がん診療連携拠点病院」を二次保健医療圏に1か所程度、都道府県の推薦に基づき国が指定。

(2) 指定要件

厚生労働省が定める整備指針を満たしていることが要件であるが、都から国に推薦した病院については、整備指針の要件に加え、5大がん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん）のほかにも複数のがん（子宮がん、血液腫瘍など）についても集学的治療を実施していること、放射線治療や外来化学療法の実施などの高い診療機能を有していること等を要件としている。

(3) 役割

- ・ 高度ながん医療、緩和ケアの提供やセカンドオピニオンの実施。
- ・ がん医療従事者に対する研修、相談支援センターの設置やがんに関する情報提供・普及啓発、院内がん登録の実施など。
- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院は、都道府県のがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の構築に関し中心的役割を担い、また、地域がん診療連携拠点病院は、二次保健医療圏における中心的な役割を担う。

2 東京都認定がん診療病院（「認定病院」）

(1) 目的

都民に広く高度ながん医療を提供するため、国が指定するがん診療連携拠点病院と同等の高度な診療機能を有する病院を「東京都認定がん診療病院」として都独自に認定。

(2) 認定要件

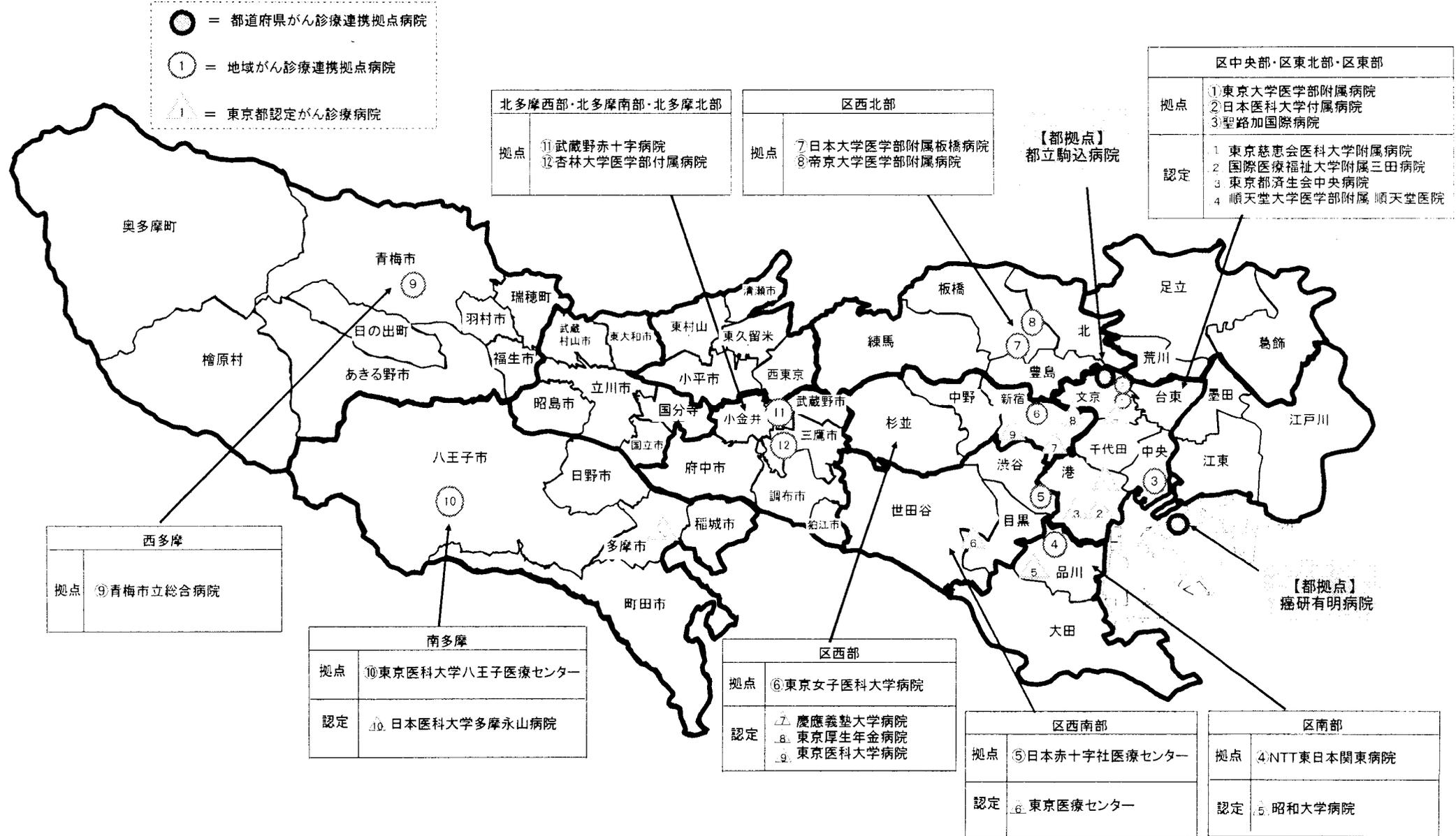
厚生労働省が定める拠点病院の整備要件に加え、5大がん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん）のほかにも複数のがん（子宮がん、血液腫瘍など）についても集学的治療を実施していること、放射線治療や外来化学療法の実施などの高い診療機能を有していること。

(3) 役割

- ・ 高度ながん医療、緩和ケアの提供やセカンドオピニオンの実施。
- ・ 相談支援センターの設置やがんに関する情報提供・普及啓発、院内がん登録の実施、がん診療連携拠点病院が実施する取組への協力（連携協議会への参画、研修事業への協力等）
- ・ 地域における連携体制の構築にあたっては、高度な診療機能を持つ認定病院も協力し、拠点病院と一体となって都内のがん医療水準の向上に努める。

東京都内のがん診療連携拠点病院・東京都認定がん診療病院

= 都道府県がん診療連携拠点病院
1 = 地域がん診療連携拠点病院
1 = 東京都認定がん診療病院



東京都がん診療連携協議会設置の役割・専門部会

【設置の趣旨】

東京都のがん医療を充実させ、都民に高い水準のがん医療を提供するとともに、がん診療連携拠点病院及び東京都認定がん診療病院の連携体制を構築する。

東京都がん診療連携協議会の役割

- (1) 当該都道府県におけるがん診療の連携協力体制及び相談支援の提供体制その他のがん医療に関する情報交換を行うこと。
- (2) 当該都道府県内の院内がん登録のデータ分析、評価等を行うこと。
- (3) がんの種類ごとに、当該都道府県においてセカンドオピニオンを提示する体制を有するがん診療連携拠点病院を含む医療機関の一覧を作成・共有し、広報すること。
- (4) 当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院への診療支援を行う医師の派遣に係る調整を行うこと。
- (5) 当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院が作成している地域連携クリティカルパスの一覧を作成・共有すること。また、我が国に多いがん以外のがんについて、地域連携クリティカルパスを整備することが望ましい。
- (6) 当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修その他各種研修に関する計画を作成すること。

(厚生労働省「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」
(平成20年3月1日付健発第0301001号) IVの4より)

東京都がん診療連携協議会

拠点病院・認定病院・都医師会・都で協議会を構成

<専門部会>

院内がん登録部会

(院内がん登録データの収集、分析評価等)

研修部会

(緩和ケア研修その他各種研修計画の作成等)

地域連携クリティカルパス部会

(全都的地域連携クリティカルパスの整備等)

相談・情報部会

(相談支援体制、情報提供体制の充実等)